

論文の要旨

論文題目 国家社会主義ドイツにおける「社会的」租税政策
としての所得税制
氏名 高橋 典子
学位 博士 (学術)
授与年月日 平成 19 年 3 月 23 日

本論文においては、ナチスにおける「民族共同体」の実現のために、ドイツ国民内部における租税負担の「社会的公平」という平準化政策的な租税政策が、ナチス期に制定された所得税法においていかにあらわれているか、またそれがナチス期以前からの所得税制史においていかに位置づけられるかを明らかにする。ナチスは政権掌握後、ドイツ民族による「民族共同体」を実現するために、東ヨーロッパを照準としたドイツ人のための「生存圏」構想を打ち立てた。それはソ連を目標に据えた東方支配を行おうとするものであった。その根拠としてナチスは人種主義により、ゲルマン系・アーリア系・北方人種であるドイツ民族を「支配人種」として捉え、ドイツ民族による他人種・他民族の征服と支配を訴えた。こうしてドイツ民族による「民族共同体」の実現が構想された。この「民族共同体」は、ドイツ民族以外のユダヤ人やスラヴ人、またドイツ民族であっても、「ドイツ民族を害する分子」「非国民、反社会分子」に対しては、徹底的に差別・排除を行うものであった。実際に、ナチスの体制に反する者に対しては、日常的に残虐で抑圧的な方法によりその排除が行われていた。しかしながらその一方で「民族共同体」内部においては、ドイツ国民の平準化が志向され、階級間格差の除去などの政策が試みられたのであった。そしてこのようなドイツ国民内部における平準化を法制面であらわしたものの一つであると考えられるのが、ナチス期ドイツにおいて制定された所得税法である。各章の概要は以下のとおりである。

まず第一章の「ナチス期以前の所得税政策」においては、ナチス期以前に行われた所得税政策について述べる。ドイツ帝国成立後の所得税政策は、間接税は帝国に、直接税は各邦に委ねられるという方針がとられたため、所得税は各邦に採用されていた。その後ミケルによる税制改革の結果、プロイセン所得税法が制定された。プロイセン所得税法は、その時代的背景から、財政的動機よりも、むしろ公正な租税配分を動機とするものであった。この所得税法は、その平準化政策的効果を実際に発揮するものであったか否かは別として、租税負担能力に応じた公平ということを配慮したものであった。その後ヴァイマル期になり、当時の財政危機の中で、エルツベルガーによる税制改革が行わ

れる。1920年3月29日に成立したライヒ所得税法は、応能原則に基づく租税負担の公平という、平準化政策的税制改正に加え、インフレによるドイツ財政危機における財政収入の増加という目的も兼ね備えたものであった。エルツベルガーは当初、公正な租税により社会化を行うことを目標とし、家族事情と租税負担能力に応じた課税という平準化政策的観点を意図していた。しかしながら、エルツベルガーの予測に反して、新所得税法は大衆課税的に作用し、その目標の実現には及ばなかった。ところで先のミケルに影響を与えたのが、財政学者であるアドルフ・ヴァグナーである。ヴァグナーは、租税政策を単に財政目的だけでなく、所得再分配的目的をも持つものとして捉えた。このようなヴァグナーの租税政策論は、その論文「社会的財政政策および租税政策について」において明らかにされている。

第二章では「ナチス期におけるドイツ財政・経済と労働者政策」について述べる。ナチス政権発足当初、ドイツは高失業率にあり、ナチスは四年以内に農民を窮乏から救い、失業を最終的に克服するという方針をとった。これらの施策が功を奏したか否かは別にして、結果的には失業者は減少し、完全雇用が達成されるに至った。ナチスは更に原料・食料輸入から脱し、軍備拡大を目指した。ナチスの労働者政策においても、このようなドイツの経済状況に応じて、農業部門や鉄鋼業・金属工業・土木建築業等への労働配置政策や女性労働者、外国人労働者投入が行われた。ところでナチ党の主な支持者は手工業者、商人という小自営業者や農民からなる旧中間層や、賃金・俸給生活の職員、職長、技師や公務員という新中間層であった。ナチスは政権発足当初、こうした中間層に対して有利な政策を実行することを政治目標に掲げてこれらの支持を得た。他方ナチスの政策に対して批判的であった者は抵抗運動や労働運動を起こした。このような抵抗・労働運動やドイツ人労働者の状況については、労働運動の記録や、反ファシズム文学の代表作であるアンナ・ゼーガースの『第七の十字架』より明らかにする。

更に第三章では、本論である「ナチス期所得税政策」について述べる。1934年10月16日に制定されたライヒ所得税法においては、高所得層と低所得層、市民層と労働者層との均衡化をはかるという平準化政策的な所得課税がなされ、そこにはナチスの示した「民族共同体」や「社会的公平」という配慮があらわれていた。1938年及び1939年の所得税法改正においても、子女の定義の改訂や、租税階級の導入等が行われ、租税負担能力に応じた公平ということが一層配慮された。更に超過所得税及び戦時税、1940年以降の所得税増税の議論においても、高所得層からの租税徴収、低・中所得層に対する租税負担の配慮が行われた。このようなナチス期における所得税法について、その制定に至るまでに、ドイツ国民一般が様々な反応を見せている。ライヒ大蔵省を始めとする省庁へ寄せられたドイツ国民一般からの書簡においては、ナチスの所得税法について、ドイツ国民一般がどのような反応を示していたか、そしてまたそうしたドイツ国民一般の意見がいかんその後の所得税法に反映されていったかがあらわれている。しかしながらこのような「民族共同体」内部のドイツ国民に対する平準化政策的な所得税制と

は対照的に、「民族共同体」外部のマイノリティに対しては、差別的な課税が行われた。これはドイツ人内部における「社会的公平化」と表裏一体のものとして、ナチス期に行われた所得課税の一例として位置づけられる。

結論においては、ナチス期ドイツにおける所得税政策の平準化政策的意義と、それまでの所得税制史における位置づけについて総括する。ナチスの「民族共同体」実現の一手段として行われた所得税法における平準化政策と、ヴァグナー以来、第二帝政期、ヴァイマル期より通底していた「社会的」租税政策という潮流におけるナチス所得税法の位置づけを明らかにする。